

公布された規則のあらまし

○佐賀県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（規則第 51 号）

- 1 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとした。（第 1 条関係）
- 2 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として、省令第 8 条第 1 項第 9 号及び第 10 号の規定により規則で定める値は、1 メートルとすることとした。（第 2 条関係）
- 3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請又は計画の届出の添付書類について定めることとした。（第 3 条及び第 4 条関係）
- 4 その他所要の事項を定めることとした。
- 5 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行することとした。